

ふくろうニュース

NO.8

消費者団体訴訟制度スタート号

会員・市民の願い・期待に応える適格消費者団体をめざして

10月中旬申請予定

吉富 啓一郎(理事長)

2007年6月7日、改正消費者契約法が施行され、消費者被害の未然防止・拡大防止にとって画期的な制度である「消費者団体訴訟制度」がスタートしました。この制度は消費者個人に代わって、内閣府が認定した適格消費者団体が事業者の不当行為に対して「差止め請求」を行うことを認めるものです。当ネットは適格消費者団体の認定を受けるため、内閣府や広島県の指導を受けながらその準備を精力的に進めております。定款の見直し、業務規定の策定、事業所・相談窓口の開設、ニュースレターの発行、マスコットキャラクターの募集などの広報・宣伝活動、110番による情報収集、講演会・研修会への講師派遣などの啓発活動です。

認定後、当ネットの中心的な活動である情報収集や差止め訴訟には会員の方々のこれまで以上の物心両面のお力添えがなくてはなりません。この制度はひとえに「多くの消費者の理解と関与」にかかっています。当ネットもいよいよ10月末には適格消費者団体申請を行い、年内には適格消費者団体としてスタートする予定です。引き続きご支援をお願いします。

第3回適格消費者団体を目指す消費者組織の意見交換会報告

7月28日(土) 神戸国際会館

吉富 啓一郎(理事長)

「ひょうご消費者ネット」の世話役で7月28日、10団体37名の参加のもと開催され(神戸国際会館)当ネットからは理事・監事・事務局10名(参加団体中最多)が参加しました。以下、意見交換の内容を報告します。

まず、次回の意見交換会が来年2月2日(土)、広島市で開催される事が決定されました。早速、開催準備に着手しなければなりません。適格消費者団体に認定されてその日を迎えられるように準備に万全を期さなければなりません。次に、認定申請状況は首都圏、関西圏の2団体が申請済み(両団体8月23日認定)、全消連、京都、兵庫が間もなく申請予定です。「内閣府と十分協議しつつ、自団体の実態に即して説明を果たすこと」が求められているようです。また、消費者契約法以外への団体訴訟制度の導入(拡大)の検討の報告がありました。「景品表示法に消費者団体訴訟制度を導入すること」(公取委)、特商法について「消費者契約法に導入された消費者団体訴訟制度を基本的に踏襲することが適当である。」(産構審)など、政府筋の研究報告がなされています。このような動向を受けて、事業者に対する行政処分と適格団体の活動との兼ねあいや適格団体の監督庁の問題など「消費者団体と行政の関係」をめぐる問題も浮上してきているようです。

KC'Sが10月15日に認定記念企画、セミナーを開催予定と聞き、当ネットとしても早く後に続きたい気持ちで胸を熱くしました。

目次

会員・市民の願い・期待に応える適格消費者団体をめざして

第3回適格消費者団体を目指す消費者組織の意見交換会報告

レンタル・敷金トラブル110番を開催しました

第5回定時総会・研修会開催

研修会報告「知ろう!行動しよう!消費者団体訴訟制度」質疑応答

岸田文雄衆議院議員との懇談会

平成19年度広島市消費生活展出版報告

生協ひろしまより支援金936,686円 贈呈

NPO法人京都消費者契約ネットワークとの交流報告

還付金詐欺体験リポート



参加団体

埼玉消費者被害をなくす会
全国消費生活相談員協会
消費者機構日本(COJ)
消費者問題ネットワーク静岡
あいち消費者被害防止ネットワーク
京都消費者契約ネットワーク(KCCN)
消費者支援機構関西(KC'S)
ひょうご消費者ネット
消費者ネットおかやま連絡会

消費者ネット広島

写真上:当ネットを代表して活動報告をする長井理事。
イメージキャラクター「みはるとまもろう」や
オリジナルクリアファイルについても紹介。

写真下:活動交流の様子。手弁当で参加。



レンタル・敷金トラブル110番を開催しました

4月6日(金)10:00~16:00

長井貴義(理事)

この110番は、NPO消費者ネット広島と広島弁護士会消費者問題対策委員会の共催で、電話の受付や相談場所は広島市消費生活センターの協力を受け、弁護士が相談を受けるという体制です。前回は、昨年4月13日に45件の相談を受け、2回目の今年は4月6日10:00-16:00に行いました。マスコミの広報は、中国新聞にも掲載されましたし、昼のテレビのニュースでも放映されました。相談件数は43件で、ほとんどが敷金に関するものでしたが、レンタルの問題も、DVDの返却にからむものなど2件ありました。1つ注意した方がよいかもしれない点を書いておきます。それは開催時期です。上に書いたように、去年は4月13日でしたが、今年は4月6日です。そうすると、3月末に賃貸住宅を退去してからまだ日が浅く、4月6日の時点ではトラブルが顕在化していないかと思われると思われました。実際筆者が電話を受けた中にも、「まだ退去したばかりで具体的に精算の話は出ていないが」という相談がありました。当日夕方のニュースでは、この相談の結果も放映され、それによって翌日以降消費者ネット広島の事務所に相談の電話がかかってくるようになりました。

今後も、消費者ネット広島の事務所にしかかかってきた電話の相談に対応するとともに、110番を開催して被害者の救済の助けとなるように努め、敷金の精算条項などで問題のある契約条項があれば、使用差し止めの要求や、ひいては消費者団体訴訟につなげる活動にしていきたいと思います。



第5回定時総会・研修会開催

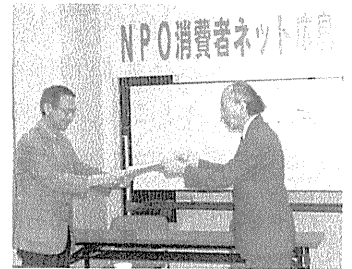
4月7日(土) YMCA2号館ラブリールホールにて

鳥谷部 茂(理事)

第5回定時総会報告

吉富理事長の挨拶の後、第1～4号議案についての説明が行われ、各号議案とも全会一致で承認されました。特に、第2号議案では内閣府に対して適格消費者団体の認定申請を行うこと、財政基盤の確立が重要であることを確認。第3号議案では適格消費者団体の認定を受けるために必要な条項を追加・変更することが承認されました。

総会に引き続き、吉富理事長から、寄付(150万円)を頂いたアイエーエス被害対策弁護団長の山田延廣弁護士に感謝状が贈られました。また、岡本理事から、ふくろう愛称選考結果について、全国(遠くは茨城県)から83通もの応募があり、その中から『みはるとまもう』に決まったこと、入選者に後日表彰の図書券を贈る旨の報告が行われました。



研修会報告「知ろう!行動しよう!消費者団体訴訟制度」、質疑応答

野々山宏弁護士(消費者支援機構関西KC'S常任理事、京都消費者契約ネットワークKCCN理事長)

総会後の標記研修会では、野々山宏弁護士をお迎えし、

- ・消費者団体訴訟制度の背景・内容
- ・関西の2団体(KCCN、KC'S)の申し入れ活動
- ・関西2団体の認定のための準備と認定後の活動手順
- ・消費者団体訴訟制度の利点と消費者・消費者団体への期待

について豊富な実例を交え实际的で具体的なお話をいただきました(研修会配布資料参照)。

◆会場からの質問

- ①都市の適格消費者団体によって勝訴判決が得られた場合、当該代理店がある地方の適格団体は何ができるか。その場合の間接強制金の請求はどうなるのか。
- ②消費者保護によって産業育成の妨げになることはあるのか。
- ③申請に対する認可の見通し、広島についてはどうか。

などの質問がありました。

◆質問に関する野々山弁護士の意見

- ①確定判決があれば他の適格消費者団体は差止請求権も間接強制金の請求権の行使はできない(法12条5項2号、法47条)。ただし、裁判外での申し入れは他の適格団体もできると考えている。
- ②消費者保護が産業育成を阻害するということは原則としてないのではないか。
- ③現在実際に活動している団体が認定されるのでなければならないのではないか。

というご意見でした。野々山弁護士は、これまでの消費者団体訴訟制度導入の経緯を知り尽くしており、かつ、関西および全国でこの問題について活動する中心的なメンバーでもあるので、当ネットにとっても非常に有意義でした。





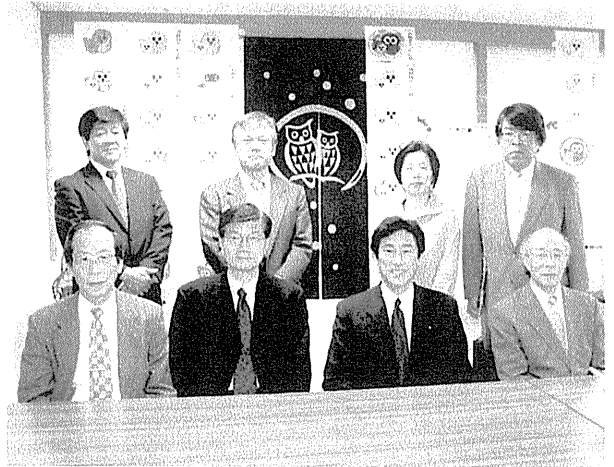
岸田文雄衆議院議員(内閣府特命担当大臣)との懇談会

5月26日(土) 八丁堀シャンテにて

川手 三枝子(理事)

広島県生協連合会と共催で岸田文雄衆議院議員をお招きし、消費者団体訴訟制度と消費生活協同組合法(生協法)の改正の早期成立についての意見交換を行ないました。

当ネットから、「広島市の消費生活展に出展した際アンケートをとったところ、団体訴訟制度についてはまだまだ認知されておらず、国からも広報に努めてほしい」という要望や、「認定団体となるためには、要件が厳しく、不必要なハードルがある」との厳しい意見が出されました。岸田議員からは、「早期制度を重要視しながら導入に難色を示す経済界との調整で折り合いのついた要件であることをご理解いただきたい」と説明がありました。活動の実態を重視する消費者団体と国との考えが合致しない点を、今後も折に触れて指摘したいと考えます。懇談会后、岸田議員にはお忙しい中、当ネットの事務局にお越しいただき、活動の拠点を見ていただきました。



平成19年度広島市消費生活展出展報告

5月18日(金)～19日(土) 紙屋町シャレオ中央広場

三好 禎子(理事)

消費者月間でブースに立つのは数十年ぶり、浦島太郎でした。これまでは、医療生協での血圧測定、生協ひろしまでの試食等だったことから、「消費者ネット」という新しい団体と「消費者団体訴訟制度」という消費者にはなじみの薄い訴えを、分かりやすく説明するには等と考えていると、普段には無い緊張感でした。しかし、人の流れ、立ち寄ってくださる方が想像以上に多く、対応するだけで精一杯!緊張どころの騒ぎではなく、あっという間の時間でした。

特に、多くの高校生が関心を示してくれたことと、イメージキャラクター「ふくろう親子(みはるとまもろう)」の効果でぬりえに多くの子ども達が参加してくれたこと。それを見守るお母さん、お父さん達の姿が当ネットの「みはるとまもろう」そっくりで感激しました。

40枚のぬりえは当ネット事務所に展示しています。

(吉富理事長の感想)

二日間とも盛況でした。

市民の関心の高さを実感しました。アンケート(715名)では当ネットも団体訴権も市民の認知度はまだまだでした。いろいろな機会をとらえて皆さんに知って頂く活動、取組みの必要性を痛感しました。





生協ひろしまより支援金936,686円 贈呈

7月18日(水) 広島県健康福祉センターにて

正岡 尚子(事務局次長)

生協ひろしまが組合員に呼びかけた「NPO法人消費者ネット広島支援募金」(期間5月21～6月8日 総額936,686円)の贈呈式に吉富理事長と岡本理事が出席しました。贈呈にあたり、林辰也理事長から「消費者団体訴訟制度が施行され、悪質商法などの被害を受けた消費者に代わって認定適格団体が訴訟を起こすことが出来るようになりました。しかし、適格団体に認定されるには、専門的な人材の確保、訴訟に備えた財政基盤の確保など様々な支援が必要な状況です。生協ひろしまは、今後も消費者ネット広島の支援を継続していきます。」と挨拶の中で力強いエールが送られました。また、本年度は団体正会員会費60口(30万円)と大幅な増額をする旨の報告もいただき、当ネットへの期待を痛感するとともに、「誰もが安心してらせる社会」になるように活動の充実を図らなければとの思いを新たにしました。

いただいた支援金は、大切に使用させていただきます。

ありがとうございました。



NPO法人京都消費者契約ネットワークとの交流報告

7月28日(金) 京都司法書士会館にて

長井貴義 (理事)

7月27日(金)、関西での研修の目的の1つである、京都消費者契約ネットワークとの交流を行いました。当日、われわれ消費者ネット広島の面々は、三々五々京都に入り、早い時間に京都に着いた者は観光をするなどしたうえで、18:30からの京都消費者契約ネットワークの例会に参加させていただくということで、京都司法書士会館に集まりました。17:30からは理事会が開催されており、18:30を過ぎても理事会の議論が続いていました。

例会の最初には、理事長による「講話」がありました。今回は、理事長が長尾治助先生から野々山宏弁護士に交替して最初の例会ということで、野々山新理事長の、意気込み充分な、OECD理事勧告(消費者問題の紛争解決に効果的な枠組みを求めるもので、7月17日付で内閣府国民生活局からとして「消費者の窓」のHPに掲載されています)などについての話をうかがうことができました。そのあとは、審議・検討事項などを整理した書面をもとに進行されました。この書面は、長野浩三弁護士が事務局長として作成を一手に引き受けているとのことでした。主な内容は以下のとおりです。

1. 各種パブリックコメントについての検討。景品表示法への団体訴訟制度の導入・特定商取引法改正・割賦販売法改正について、それぞれの内容や問題点が話し合われました。
2. NOVAに対して再度質問状を出したことの報告がありました。
3. 京都敷金・保証金弁護士により、賃貸マンションの更新料の定めが無効であるとする訴訟を提起し、第1回期日には、原告・被告双方の代理人による意見陳述もあるので傍聴に来てほしいとの報告がありました。
4. 京都府消費生活安全条例施行規則において、適格消費者団体に対して情報を提供できるという規定が制定されたとのことでした。
5. 事例報告では、未成年者による携帯電話の契約・解約の問題点について議論がなされました。

当地広島でも、1の割賦販売法のパブリックコメントにはすぐに対応しましたが、今後、2や4についても同様の対応をすることが必要となるかもしれません。例会は21:00近くまで行われ、その後の懇親会でさらに交流を深めました。大変充実した活動をしている京都の方々に刺激を受けた交流の場でした。



◆ 還付金詐欺体験レポート ◆

「2007年8月8日午前9時40分、我が家に一本の電話が!!」

岡本 みどり(理事)

「中保険事務所の〇〇(名乗ったのですが良く聞き取れませんでした)と申しますが、岡本様のお宅で
しょうか?」

1か月ほど前、中保険事務所の臨時相談コーナーで年金記録の確認をしてもらったばかりでしたので、
てっきりそのことだと思いこみ、「はい、そうです」と何の疑いもなく答えました。すると、
「3月頃、還付金のお知らせはがきを送付致しましたが、岡本様からご連絡が無く、期限が今日までです
ので電話を致しました。」

この時、ピーンと来てしまったのです。実は前日、「医療費、税金、還付金詐欺が続発。1月～7月で被害
31件3000万円」という新聞記事を読んだばかりだったからです。

「あ、これだな」「こんな体験は滅多にできることではない。」「相談員としてもこんなチャンスを逃しては
ならない。」「よし、手口を確かめてやろう」と相談員としての好奇心がムクムク(と言うよりも本質かも)。

某TV局のIさんのように根ほり葉ほり聞き出してやろうと思い、

「中社会保険事務所というのはどこにある事務所でしたかね?」

「鉄砲町です。」

「すみません、お名前をもう一度お願いします。」

と聞いたとたん「ガッシャン」。無情にも電話は切られてしまいました。こちらの好奇心が伝わってしまった
のでしょうか。

この手口の続きは、「手続きをしますからフリーダイヤルに電話をかけてくださいと言われ、かけると、
すぐに振込みますから携帯と通帳などを持ってコンビニのATMに行ってくださいと指示される。返金を受
け取るATMの操作手順を教える振りをして、実は通帳のお金を振り込ませる操作をさせる。」というも
のです。まさに「今日は我が身」を身をもって体験した出来事でした。8月末には、消費者センターを名
乗って過去の工事代金を返金すると連絡後訪問し、通帳、キャッシュカード(暗証番号も)を預かり、お
金を引き出すという何とも腹立たしい新手の詐欺が発生しています。

最近の手口の特徴は

- ①公的機関を名乗ることで相手を信用させる。
- ②お金が戻ってくると思わせる。(これまでは振り込めで真反対。)

騙されるのは私たちの善意からの「思いこみ」が入り口だと実感しました。言い尽くされていますが、

- ①一人で決めない。
- ②必ず相談する。

このことがどんなに大切で我が身を守る手段であるかを改めて実感する貴重な体験でした。
皆さんくれぐれもご用心。



みんなの力で消費者の権利を育てよう

特定非営利活動法人

NPO消費者ネット広島

〒730-0012 広島市中区上八丁堀7-1 ハイオス広島312号

TEL:082-222-9141 FAX:082-222-9142

◆郵便振込 広島01370-6-8204

ホームページもご覧ください

[http://www.d1.dion.ne.jp](http://www.d1.dion.ne.jp/~mim_san/nethiroshima)

/~mim_san/nethiroshima

情報提供・相談受付

火・水・木曜日の14時から17時まで TEL:082-222-9141